



結婚したお二人の新しい門出と 第3子以降の新生児の誕生を祝福します



結婚祝金・出産祝金制度がスタートしています。
詳細については、下記までお問い合わせください。

【申請窓口】 羅臼町役場企画振興課（お問い合わせ：TEL 87-2114）

【支給額】 結婚祝金・出産祝金共に、お祝金10万円
（うち5万円は、羅臼町商工会商品券で交付します。）
※祝金の支給には、申請が必要です。

次の条件を全て満たしている方が対象となります。

【結婚祝金】 ①夫婦あるいはどちらか一方が羅臼町に住所を有している方。
②婚姻届後、2ヶ月以内に羅臼町に住所を有し、夫婦共に定住する意思があること。
③羅臼町公民館等において、結婚祝賀会（出席者50名以上）を催していること。
④夫婦共に町税等の滞納がないこと。
⑤結婚祝金の申請期間は、婚姻届を提出されてから1年以内。

【出産祝金】 ①新生児（第3子以降）で、出生後最初の住民登録が羅臼町内に
なされ、父母等が養育・監護する子であり、かつ支給対象児と
同一世帯に住民登録があるもの。
②対象児と同居し、養育する者。
③羅臼町に居住し、引き続き羅臼町に住所を有する意思のある者。
④受給資格者及びその世帯員に町税等の滞納がないこと。
⑤出産祝金の申請期間は、対象児の誕生日から6ヶ月以内。



5月31日は自動車税の納期限です。

自動車税は、毎年、4月1日現在で運輸支局に登録されている自動車の名義人（所有者）にかかる税金です。

今年の納期限は5月31日です。

また、納めた時の「納税証明書」は、車検証と一緒に大切に保管しましょう。

【お問い合わせ先】 根室振興局 税務課納税係
0153-24-5466（直通）

中標津保健所で実施している 肝炎ウイルス検査及びHTLV-1抗体検査について

中標津保健所では下記の方を対象に検査を実施しております。
検査をご希望の方は、中標津保健所までお問い合わせください。

対象者：

肝炎ウイルス検査	検査を希望する者
HTLV-1抗体検査	①保健所管内4町に居住する住民であり、次のいずれかに該当する者 ・平成23年度以降、妊婦一般健康診査によって抗体検査を受けたことのない者 ・医療機関において、これまでに抗体検査を受けたことのない者 ②保健所における抗体検査は、1人につき1回限りとする。ただし、次のいずれかの場合はその限りでない。 ・抗体検査後、HTLV-1の性感染が疑われる行為があった者 ・その他、保健所長が認めたもの

受付期間及び検査日：

	受付期間	検査日
肝炎ウイルス検査	検査日前日 17:00まで	・毎月1~2回、原則木曜日に実施しております。 ・日程については中標津保健所ホームページをご覧ください。
HTLV-1抗体検査	検査日3日前 17:00まで	・検査実施時間は11:00~13:30です。

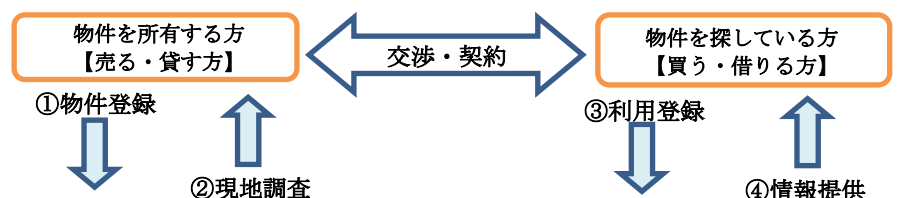
申し込み先： 中標津保健所 TEL 0153-72-2168

羅臼町空き家・空き地バンク

羅臼町では、空き家または空き地を「売りたい・貸したい」とお考えの方に該当物件を登録していただき、ホームページより利用希望者へ情報提供しています。<http://www.rausu-town.jp/machi/05/post-134.php>
また、マンション・アパートの連絡先の情報提供も行いますので、ホームページに連絡先等の公開が可能なオーナーの方はご連絡願います。

～家や土地の売買や賃借をご検討中の方はお気軽にご相談ください～

◆登録までの流れ



羅臼町空き家・空き地バンク（役場）

※羅臼町では情報提供は行いますが、売買や賃借の仲介は法により行うことができませんので、交渉・契約は当事者間で行っていただくことになります。

※マンション・アパートの情報については、マンション・アパート名と連絡先のみをホームページ上に公開します。空室状況や家賃の情報は提供致しません。

◆お問い合わせ先 羅臼町役場企画振興課 TEL：87-2114

☆あなたのまちづくり活動を応援します☆

例えば：町内会館修繕、スポーツイベント開催、商品開発研修など

事業名	補助率 (対象事業費の)	支援内容
○いきいき地域提案型事業	2分の1以内 ※地域より提案された事業の資材購入費は、全額補助します。	熱意のある街づくり活動や地域を活性化させるための事業を応援し、活動費や資材等の購入経費を支援します。
○地域産業活性化事業	2分の1以内	産業活性化に向けた人材育成や研修などを支援します。
	3分の2以内	個性的な産業振興事業や地域によりご提案された事業を支援します。

羅臼町には、まちづくりのための
各種支援制度があります。

【お問い合わせ先】 羅臼町役場まちづくり課 TEL 87-2162